

MIRACLE LINUXサポート・サービスを開始する前に、必ずお読みください

MIRACLE LINUXサポート・サービス 契約条項

(「MIRACLE FailSafe／MIRACLE LINUX HA サポート」製品用追加変更事項)

お客様(以下、「甲」という。)とサイバートラスト株式会社(以下、「乙」という。)とは、甲が乙に提出する乙所定の「MIRACLE CLUSTERPROサポート購入申込書」(以下、「購入申込書」という。)記載の乙ソフトウェア製品(以下、「本対象製品」という。)のために、乙が甲に提供する有償サポートについて、以下の通り業務委託契約(以下、「本契約」という。)を締結する。なお、甲の名称は、購入申込書に甲が記入した通りとする。

第1章 総則

(原契約)

第1条 本契約条項で特に定めたものを除き、用語の定義を含め全て「MIRACLE LINUXサポート・サービス 契約条項」(原契約)による。

(MIRACLE FailSafe／MIRACLE LINUX HAサポート)

第2条 MIRACLE FailSafe サポート/MIRACLE LINUX HA サポートとは、年間サポートのうち、アップデート・サポートを含むプロダクト・サポートの提供に加えて、MIRACLE FailSafe基本機能の操作方法、設定に関するお問い合わせから、MIRACLE FailSafe システム障害発生時のログ解析が含まれます。本サポート対象製品のインストール方法・使用方法・不具合に関する問題で、本サービス対象製品に同梱された情報、乙のインターネットホームページに記載されている情報では解決できない事項について、電子メールにより乙が甲に提供するサービスをいい、その詳細については本サポート標準において定めるものとする。ただし、障害調査の対象となるものは乙が提供する本サポート対象製品に含まれている範囲とし、甲作成のアプリケーションや他社製品の調査は行わないものとする。

(年間サポートの有効期間)

第3条 年間サポートの有効期間は、原契約第10条の定めに拘らず、甲の購入申込書記載の製品に含まれるサポート期間とする。同期間中、甲及び乙は本契約に別段の定めがある場合を除いて途中解約できないものとする。

2. 次回更新時の本サポートについて、本契約の更新に関する意思確認のため、乙は甲に対し、期間満了日の60日前までに案内書を送付するものとする。なお、甲がその全部又は一部の中止を望む旨を前

年度の期間満了日の30日前までに書面で乙に通知した場合は、契約が終了するものとする。

(年間サポートの中途料金)

第4条 本サポート部分に相当する料金を契約期間(サポート月数)で除して算出した月額(以下「月額料金」という)に実際のサポート月数を乗じた金額をもって、年間サポート料金とする。

(反社会的勢力の排除)

第5条

1. 甲または乙は、相手方が次の各号に該当した場合には、なんらの通知、催告も要さず直ちに本契約および本契約に関連する契約(ライセンス契約を含むが、これに限らない)を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会・政治活動等標ぼうゴロ、極右・極左暴力集団、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であるとき、または、反社会的勢力であったとき、その他それに準じた合理的事由が認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき

(5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められるとき

(6) 甲または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(7) 自らまたは第三者を利用して、甲または乙に対して暴力的または威迫的行為、もしくは風説を流布し、偽計または威力を用いて甲または乙の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為等を行ったとき

(8) 自らまたは第三者を利用して、甲または乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき

2. 乙は、その下請又は再委託先業者が第1項に該当することが契約後に判明した場合は、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。

3. 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報

告に必要な協力を行う。

4. 乙が前2項の規定に違反した場合、甲は、何ら通知・催告を要せず、本契約を解除することができる。
5. 本条各項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じて、甲または乙は、何らこれを賠償・補償することは要しない。

以上

* 本契約条項は2023年3月現在のものであり、記載されている内容は予告なく変更する 場合がある。